様式第１５号（第３０条関係）（令和５組合訓令１０・一部改正）

酒広組消発第　　　　号

年　　月　　日

住　所

　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　酒田地区広域行政組合消防本部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　消防長

　　　　　　　　　　　　　　　資料提出命令書

年　　月　　日　　時　　分ころ　　　　　　　　　　　　　　　　で発生した火災調査のために必要がありますので、（消防法第３２条第１項・消防法第３４条第１項）の規定に基づき、下記の資料の提出を命令する。

　　なお、本命令に従わない場合は、消防法第４４条の規定により処罰されることがある。

記

命令事項

　　教　示

　　　この命令に不服のある場合は、命令のあったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、酒田地区広域行政組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に酒田地区広域行政組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。（訴訟において酒田地区広域行政組合を代表する者は管理者酒田市長となる。）

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に酒田地区広域行政組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。